

News おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321
企画振興課 ☎ IP53・2325
住民課 ☎ IP53・2323
農林建設課 ☎ IP53・2322
保健福祉課 ☎ IP53・3155
農業委員会 ☎ 53・2324
教育委員会 ☎ IP53・3443

くらし
確定申告が間違つて
いたときの対応方法

確定申告書を提出した後に、申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、左記の方法で申告内容を訂正することができます。

税額を多く申告していた場合
「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失などの金額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、税金が還付されます。

税額を少なく申告していた場合
「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。修正申告が遅くなると加算税や遅延税がかかる場合がありますので、なるべく

く早く申告してください。
確定申告を忘れていた場合
修正申告と同様、加算税や遅延税がかかる場合がありますので、できるだけ早く申告するようにしてください。

問合せ先 岩見沢税務署 ☎ 22・0810

くらし
追加のおしらせ

4月1日から精神科を新設しました。診療は、出張医師が担当します。

診療日については、IP電話などでご確認ください。
今後とも地域の皆様の身近な病院であること、またより一層充実した医療体制となるよう職員一同努力してまいります。

問合せ先 町立病院 ☎ IP53・2241

くらし
ヒグマによる事故を防ぐために

野山にも春が訪れ、冬眠から目覚めたヒグマが活動する季節となりました。食料の乏しいこの時期、ヒグマにとつて山菜がとて重要な食料とな

ります。
山菜採りなどで野山に入るときは、ヒグマとの遭遇や事故を防ぐため、次のことに注意しましょう。

●野山に入る前に
・事前に市町村役場や森林管理署などで、ヒグマの出没情報を確認しましょう
・ヒグマの出没情報のある地域やヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう

●ヒグマに出会わない工夫を
・ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう

・鈴などの鳴りものの携行や、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう
・ヒグマを目撃したら近づかず、左記に連絡してください。

問合せ先 岩見沢警察署月形駐在所 ☎ 53・2433 または住民課生活環境係 ☎ IP53・2323

くらし
日本赤十字社社資募集結果について

令和5年度も皆さまの協力

力により、多くの社資が寄せられましたので、報告します。
日赤月形町分区の目標額30万9000円に対し、54万7801円の社資が寄せられました。

お寄せいただいた社資は、日本赤十字社に送金され、数多くの赤十字活動の事業資金として大切に使われます。

皆さまのご協力で厚くお礼申し上げます。なお、社資は通年で受付けておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分区（保健福祉課地域福祉係）
☎ IP53・3155

くらし
こころの健康相談

実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

実施日 4月18日(木)
時間 午後1時～午後3時
実施場所 岩見沢保健所
実施内容 精神科医師との面

接相談
申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別の日で調整させていただきます場合があります。

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係(岩見沢市8条西5丁目) ☎ 20・0122

公表
月新水道企業団
情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

令和4年度の個人情報取扱事務登録件数、情報公開請求および個人情報開示などの請求件数は次のとおりでした。

○登録件数 9件
○情報公開請求 0件
○個人情報開示請求 0件

問合せ先 月新水道企業団総務会計係 ☎ IP53・2365



人事異動
町内各関係機関

官(旭川刑務所主任矯正処遇官) 栗山友則▽統括矯正処遇官(帯広刑務所統括矯正処遇官) 鈴木一將

●月形刑務所

■転出
4月1日付け 敬称略
▽宮城刑務所所長(所長) 林文彦▽宮城刑務所総務部長(総務部長) 門脇壽和▽秋田刑務所所長(処遇部長) 加藤 圭

▽帯広刑務所庶務課長(用度課長) 水上広章▽福島刑務所首席矯正処遇官(首席矯正処遇官) 小助川圭三▽旭川刑務所統括矯正処遇官(統括矯正処遇官) 津川宣人▽札幌刑務所統括矯正処遇官(統括矯正処遇官) 磯谷浩一

■転入
4月1日付け 敬称略
▽所長(加古川刑務所所長) 小松一俊▽総務部長(旭川刑務所総務部長) 長谷川洋一▽処遇部長(北九州医療刑務所処遇部長) 向井康修▽用度課長(旭川刑務所用度課長) 菅健太郎▽首席矯正処遇官(福井刑務所首席矯正処遇官) 藤原幸史▽統括矯正処遇官(函館少年刑務所統括矯正処遇官) 平澤禎紀▽統括矯正処遇

■退職

3月31日付け 敬称略
▽藤田達志(統括矯正処遇官)

●月形高等学校

■転出
3月31日付け 敬称略
▽教頭(岩見沢農業高校) 菅原光男

■転入
4月1日付け 敬称略
▽教頭(雄武高校) 新濱 学
▽事務長(清里高校) 阿部友規

●月形小学校

■転出
3月31日付け 敬称略
▽校長(退職) 山下正志▽教頭(芦別市芦別小) 岡崎正典
▽栄養教諭(南幌町南幌小) 村上華奈子

■転入
4月1日付け 敬称略
▽校長(美唄市教委指導室長) 島 恵司▽教頭(昇任) 中川克彦▽教諭(美唄東小) 佐藤充▽栄養教諭(岩見沢市志文

小) 星野舞子▽事務職員(芦別市芦別小) 小笠原有希

●月形中学校

■転出
3月31日付け 敬称略
▽校長(浦臼町浦臼中教頭) 渡邊直樹▽教諭(砂川市砂川中) 外野 蓮▽教諭(長沼町長沼中) 小笠原津佳子

■転入
4月1日付け 敬称略
▽校長(歌志内市歌志内学園) 橋本孝博

●月形町

4月1日付け 敬称略
■月形町

▽農林建設課課長(農林建設課課長補佐) 表谷啓介▽住民課課長補佐兼稅務係長事務取扱(住民課稅務係長) 柴田裕也▽農林建設課課長補佐(農林建設課農政係長) 井川 健

▽農林建設課主幹兼土木管理係長事務取扱(農林建設課土木管理係長) 本居 健▽農林建設課農政係長(總務課財政係長) 貴下隆広▽總務課財政係長(總務課財政係主査) 山本城也▽住民課稅務係主査(農業委員会事務局長) 福田孝幸

▽農林建設課課長補佐(農林建設課課長補佐) 丸山乃史

■教育委員会
▽教育委員会教育次長(教育委員会主幹) 上葛隆治▽教育委員会主幹(教育委員会学務係長) 加藤 亮▽学務係長

■議事事務局
▽總務係長(町立病院医事係長) 桑原祥之

■農業委員会事務局
▽農業委員会事務局長(住民課課長補佐) 丸山乃史

■町立病院
▽町立病院副院長(新採用) 大島昌輝▽医事係長(町立病院医事係主査) 野口雅人▽医事係(住民課稅務係) 高橋尚也▽看護科看護師(新採用) 橋本知恵▽看護科看護師(新採用) 飯田万純▽看護科看護師(新採用) 神尾彩乃▽看護師看護師(再任用) 吉田順子

■岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

■退職
3月31日付け 敬称略

▽農林建設課課長主査(農林建設課長) 小齋孝之▽保健福祉課地域福祉係主査(教育委員会学務係主査) 龜山千章▽企画振興課企画係主査(企画振興課企画係主任主事) 本間望▽總務課財政係(保健福祉課地域福祉係) 八重樫佑基▽住民課生活環境係(農林建設課農村整備係) 笠間健吾▽保健福祉課高齢者支援係(保健福祉課高齢者支援係兼保健係) 今田祐羽▽農林建設課農政係(教育委員会社会教育係) 金山竜司▽農林建設課農村整備係(農林建設課農政係) 松村悠矢▽住民課稅務係(新採用) 五十嵐聖人▽企画振興課企画係(再任用) 木須將門▽農林建設課課長補佐(再任用) 鈴木明弘

▽農林建設課課長(農林建設課課長) 桑原祥之

(議事事務局總務係長) 西川幸江▽学務係主査(教育委員会教育次長) 五十嵐克成▽学務係(住民課生活環境係) 佐藤友哉

▽町立病院副院長(新採用) 大島昌輝▽医事係長(町立病院医事係主査) 野口雅人▽医事係(住民課稅務係) 高橋尚也▽看護科看護師(新採用) 橋本知恵▽看護科看護師(新採用) 飯田万純▽看護科看護師(新採用) 神尾彩乃▽看護師看護師(再任用) 吉田順子

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

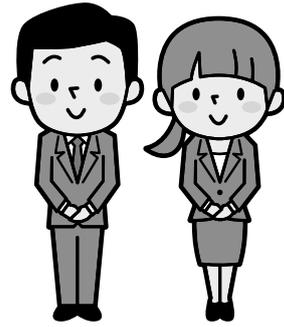
▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署
▽月形支署長(月形支署主幹) 一柳哲也▽月形支署主幹(月形支署總務係長) 白戸康幸▽月形支署主幹(月形支署警防係長) 辻 隆之▽警防係主査(月形支署長) 佐藤信裕▽予防係主査(月形支署主幹) 工藤俊二▽警防係長(月形支署長) 警防主査) 鈴木 淳▽予防係長(予防係主査) 荒木暁子▽總務係主査(總務係主任) 佐藤晃彦

▽草野孝彦（町立病院医事係
主任主事）▽田中礼子（看護
科看護師）



募 集
開発センター
公共職業訓練のご案内

【医療調剤事務科】

訓練期間 5月21日(火)～9月
20日(金)※土・日・祝日を除
く平日

訓練時間 午前9時00分～午
後3時30分

定員 15名

対象者 一般求職者（公共職
業安定所長の受講指示・受
講推薦又は支援指示が受け
られる方）

締切日 4月17日(水)

受講料 無料※但しテキスト
代（約2万3000円）お
よび検定料は受講者負担と
なります

申込・問合せ先 美唄地域人

材開発センター ☎63・42
18

感謝状

企業版ふるさと納税に感謝
株式会社北菱プリント
テクノロジ

2月14日にセコマグループ・
株式会社北菱プリントテクノ
ロジ（伊藤朋之代表取締役）
から企業版ふるさと納税のご
寄附をいただいたことに対し
て、上坂町長より感謝状が手
渡されました。

企業版ふるさと納税とは、
町外に本社がある企業が、寄
附を通じて自治体の地方創生
の取り組みを応援するもので
す。

いただいた寄附金は、新規
就農対策事業に充て、大切に
活用させていただきます。



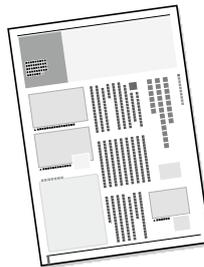
▲セコマグループ・セイコーリテールサー
ビス株式会社岩本歩札幌南営業部部长

その他

広報つきがたデザイン
変更のお知らせ

広報つきがた5月号よりデ
ザインを変更します。

表紙のほかおしらせなどの
紙面も黒印刷（単色）から青
黒印刷（2色）に変更し、よ
り読みやすい広報をめざしま
す。



防災講座

～個人の防災への取組について～

防災において個人での取組である「自助」が災
害時において大変重要になってきます。代表的な事
柄をいくつか紹介します。

1 自宅での防災対策

- ・非常持ち出し品・備蓄品の準備と定期的な更新
- ・自宅内における複数の避難経路の確認
- ・転倒防止器具による家具や冷蔵庫などの固定
- ・ガラス飛散防止フィルムによるガラス片の散乱防止
- ・住まいの耐震化・難燃化による対策

2 ハザードマップの活用

- ・居住場所周辺の危険箇所の確認
- ・防災ガイドブックまたは月形町ホームページで確認できます

3 マイ・タイムラインの作成

- ・台風などの風水害において、河川の水位上昇が予想される場合の行動計画を作成しましょう
- ・地震など各種災害情報で避難をいつ開始するかを決めておきます。特に高齢者や幼児がいる場合は早めの避難が必要です

どのような災害がいつ、どこで起きるかは誰にも
わかりません。だからこそ事前の準備が重要となっ
てきますので、これを機会に考えてみてはいかがでしょうか。

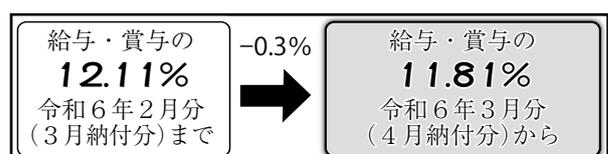
協会けんぽ北海道支部から

令和6年度保険料改定のお知らせ

■健康保険料率



■介護保険料率



健康保険料率・介護保険料率ともに引き下げと
なっております。

問合せ先
全国健康保険協会北海道支部
☎011・726・0352

子ども

本でキミの世界が
広がる読書ノート

月形町内の幼児、小中学生を対象に読書ノート活動を実施しています。

これは月形町の子どもたちが本に親しみを持ちながら、読解力の向上を目指すために実施するものです。

詳しい内容につきましては、こども園、小中学校で配布するチラシをご覧ください。また問い合わせください。

実施期間 令和7年2月28日(金)まで

表彰 目標冊数以上読んだ方には、3月に表彰状と記念品をお渡しします

※目標冊数

・ 幼児・小学1～3年生 100冊

・ 小学4～6年生 70冊

・ 中学生 50冊

申請方法 月形町図書館で読書ノート活動に参加することを伝え、必要事項を記入してください

問合せ先 教育委員会社会教

育係 ☎ 53・3443 また

は月形町図書館 ☎ 53・3677

保護者の皆さまへ

お子様が安心してスマートフォンを利用するために

満18歳未満のお子様スマートフォンなど、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に注意してください。

1 適切にインターネットを利用する

SNSを利用して子どもたちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

2 家庭のルールを作る

長時間利用によるネットの依存症も増加しています。適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合い、それぞれのご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

3 フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は知識が十分でないお子様が不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。お子様が事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォンなどには必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集（2023年度版）」として取りまとめましたのでご活用ください。

「総務省インターネットトラブル事例集」で検索してください



問合せ先：総務省 北海道総合通信局 情報通信部
電気通信事業課
☎ 011・709・2311（内線4704）

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期限
第1回 一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）	5月7日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）	年間を通じて受付を行っています

札比内習字教室 生徒募集

札比内習字教室では、初心者から経験者まで、広く生徒を募集しています。

自分らしい、きれいな字を習いませんか？

日時 毎週水曜日 14:30～18:00
毎週金曜日 17:00～19:00

場所 交流センター 和室
対象 幼児～小・中学生
(硬筆・毛筆)
高校生～大人



(毛筆・ボールペン字・実用書道など)

費用 月額3,000円（テキスト代を含む）

申込・問合せ先
札比内習字教室 担当：鈴木 ☎ 090・9085・8202

児童に関する各種手当の支給額が改定されます。

物価の変動に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」により、各種手当の支給額が4月分から下記のとおり改定されます。

手当の月額や手続きの方法など詳細は、下記問合せ先までご連絡ください。

手当の種類	対象者	手当月額	
児童手当	中学校修了前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方	手当額の変更なし	
		・3歳未満	15,000円
		・3歳以上小学校修了前 （第1、2子）	10,000円
		（第3子）	15,000円
		・中学生	10,000円
		・特例給付（所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方）	5,000円
※所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。詳細についてはこちら			
児童扶養手当	父（母）のいない家庭、または父（母）が一定の障害がある家庭で、児童（18歳に達した後の最初の3月31日までの児童、障がいのある場合は20歳）を養育している方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで	4月分手当から
		・全部支給 44,140円	・全部支給 45,500円
		・一部支給 10,410円 ～ 44,130円	・一部支給 10,740円 ～ 45,490円
		※児童2人目の場合は、上記の額に最大 10,750円加算 3人目以降は、一人につき最大 6,450円加算	
特別児童扶養手当	一定以上の障がいのある児童（20歳に達する前日の属する月まで）を養育している方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで	4月分手当から
		・1級 53,700円	・1級 55,350円
		・2級 35,760円	・2級 36,860円
特別障害者手当	著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要とする在宅の20歳以上の方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで 27,980円	4月分手当から 28,840円
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする在宅の満20歳未満の方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで 15,220円	4月分手当から 15,690円

※物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

※判定基準や必要書類は、手当により異なりますのでご注意ください。

※児童手当以外の手当は、年1回の現況届の提出が必要です。

問合せ先 保健福祉課地域福祉係 ☎ IP53・3155 （公務員の方は各勤務先へ問合せください。）

令和6年度ぬくもり福祉券

今年からは5月から交付します！

月形町に住民登録している満70歳以上の方を対象として、次のサービスの支払いに利用できる令和6年度分の「ぬくもり福祉券」を交付します。

★温泉ゆりかごの入館料

★町内のハイヤー、福祉有償運送車両の乗車料、札沼線代替バス乗車運賃

★配食サービスの利用料（社会福祉協議会で実施）

★除雪サービスの利用料（社会福祉協議会で実施）

●ぬくもり福祉券の交付枚数

区分	枚数
令和6年4月末現在で70歳以上の方	50枚（1枚200円）
令和6年5月から令和7年3月までの間に70歳になる方	誕生月から令和7年3月までの月数に4.1を乗じた枚数（小数点以下切り捨て）

★萌木、マンマルーナ、花の里月形の商品購入など

昨年度までは4月から交付開始でしたが、今年からは5月1日からの交付になります。

●交付枚数の計算例 5月生まれの場合
11カ月（5月～3月）×4.1＝45枚の交付

交付開始 5月1日（水）～（年度途中で70歳となる方は誕生日以降の交付となります）
受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで（即日交付いたします）

交付場所 保健センター
対象者 月形町に住民登録をしている70歳以上の方

申請場所 保健センター窓口で申請してください（役場窓口では受け付けできません）

申請に必要なもの 使用者本人の印鑑（代理の方が受領する場合は代理の方の印鑑も必要です）

申込・問合せ先

保健福祉課高齢者支援係（保健センター内）

TEL 53・3155



月形町ふれあい大学 令和6年度 受講生募集

ふれあい大学では、高齢者を対象として5月から11月までの月2回（金曜日）、講話や体験、研修旅行などを行います。町内各地域から参加されていますので、お友達をお誘いして一緒に参加しませんか。詳しくは、教育委員会社会教育係までご連絡ください。



年間行事予定

- 5月 入学式、博物館見学、講話
- 6月 スポーツ活動、音楽鑑賞会
- 7月 生花アレンジメント、健康づくり体操
- 8月 落語、体育大会
- 9月 研修旅行、学園祭準備
- 10月 デザイン書道講座、学園祭
- 11月 卒業式

- 受講期間 5月10日（金）から11月8日（金）まで（13回）
- 申込締切日 4月30日（火）
- 場所 多目的研修センター
- 受講料 1,100円（このほかに町外研修や講座によって自己負担があります。）
- 問合せ先 教育委員会社会教育係 TEL 53-3443



— 65歳以上の方の介護保険料が変わります —

●令和6年度から8年度までの介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直しすることとなっており、令和6年度から令和8年度までの保険料は、下表のとおりとなります。

基準額 70,800 円（年額）は据え置きにすることとします。

●所得段階が第13段階に

現在、介護保険料の算定に係る所得段階は第9段階となっていますが、国の介護保険制度改正により、令和6年度から第13段階に変更となります。

変更となる理由は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の社会全体の介護に係る費用の増加を見据え、65歳以上の方々に所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることが目的です。

所得段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	(1) 生活保護受給者の方 (2) 老齢福祉年金受給者または前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下で世帯全員が住民税非課税の方	20,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円超120万円以下の方	34,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入と所得の合計が120万円を超える方	48,400円
第4段階	本人が住民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円以下の方	63,700円
第5段階	本人が住民税非課税で、年金収入と所得の合計が80万円を超える方	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得額が120万円未満の方	84,900円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得額が120万円以上210万円未満の方	92,000円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得額が210万円以上320万円未満の方	106,200円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得額が320万円以上420万円未満の方	120,300円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得額が420万円以上520万円未満の方	134,500円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得額が520万円以上620万円未満の方	148,600円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得額が620万円以上720万円未満の方	162,800円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得額が720万円以上の方	169,900円

新
設

※第1段階から第3段階については、公費による保険料負担軽減後の額となります。



こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

今回は、「切り花を最後まで楽しみ尽くす方法①」です！

■切り花をお家に飾る際、長持ちさせるために毎日または1日置きに水切りを行うと、茎の断面が常に新鮮なため、花を長く楽しめます。

この飾り方を行うと、花がだんだん短くなりますよね？

茎の長い状態から短くなるまで、茎の長さに合わせて花器を取り替えていく作業も含め、花を飾る楽しさをぜひ、味わって頂きたいです。

そして、「もう茎がない！」状態まで楽しんで頂けたら、最終的にはぜひ、浮花（フローティングフラワー）をおすすめします。夜には水に浮かす「フローティングキャンドル」を一緒に浮かべても素敵です。

室内に彩り豊かな花を迎えてみませんか？



若者の家賃負担を助けます！

若者就業促進 **家賃補助** 事業

若者の就業支援および定住促進ならびに地域経済の活性化を図るため、新たに町内に居住する30歳未満の方に、賃貸住宅に係る家賃を補助します。

対象者

次の全てを満たす方

- 月形町内の事業所に就労する30歳未満の単身者または30歳未満の就労者を世帯主とする世帯
- 平成30年3月1日以降に、新たに町内の賃貸住宅に居住している方
- 本人または世帯員が町税などを滞納していない方
- 町内に他の住宅を所有または借用していない方
- 月額30,000円以上の賃貸住宅に入居している方
- 本人または世帯員が公務員でない方
- 生活保護法による保護を受けていない方

補助金額

月額5,000円とし、月形商工会が発行する商品券で交付します。

※交付対象期間は、要件を満たした月の翌

月から36カ月を限度とします



申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 賃貸住宅の賃貸借契約書などの写し
- ③ 住民票謄本
- ④ 納税証明書（前居住地を含む）
- ⑤ 就労証明書
- ⑥ 納税など確認のための同意書

申請および問合せ先

企画振興課商工観光係 ☎ IP53・2325

灯油 重油の

流出事故は

数十万円^{から}の負担 数百万円の負担

をしていただく
場合があります

一般の家庭や事業所のタンクから灯油や重油などが流出する油流出事故が空知管内でも多く発生しています。

油の流出は、火災発生の危険性や河川、水路、土壌、地下水などに重大な環境汚染を引き起こし、人の生活や動植物へ重大な影響を与えてしまいます。

油の流出事故が発生すると、北海道開発局、北海道、町、消防など多くの関係機関が調査を行い、水質汚濁防止法、河川法などに基づき河川への流入を防ぎ被害を最小限に食い止めるための措置が原因者に命じられます。

流入を防ぐための措置として、水路や河川にオイルフェンス（流れた油をせき止める）やオイル吸着マツ

ト（油を吸い取る）などを設置します。その措置をするためには、多額の費用がかかり、事故の規模によっては数十万円から数百万円かかる場合があります。その費用については、原因者が負担することになります。また、流出した油が田畑や魚などに被害をもたらした場合は、その責任も原因者が負うことになります。

重大な事故を起こさないよう、日頃からホームタンクの点検などを行い、油の流出事故を発見した場合は、すぐに役場または消防に連絡してください。

油流出事故を 防ぐ心掛け

- 給油中は、その場を離れない、目を離さない
- ホームタンクや配管の破損に注意
- 定期点検を怠らない

連絡先 住民課生活環境係 ☎ IP 53・2323 / 消防月形支署予防係 ☎ IP 53・2154

防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



令和6年 全道春の火災予防運動 4月20日から4月30日まで

雪解けが進み、春は空気が乾燥し、風が強く吹くことが多くなります。火災が発生すると被害が大きくなる季節です。火の取扱には十分気をつけましょう。

●灯油ホームタンクを確認しましょう

- ホームタンクを横からみて斜めに傾いていないか
- 配管のループが伸びきっていないか
- ストレーナーと配管の接続部分に折れ曲がっていないか
- 燃料の減りが早く、灯油臭さはないか

※上記にあてはまる項目があれば、燃料の漏洩危険がありますので改善しましょう。



●住宅のまわりに燃えやすい物を置いていないか確認しましょう

- 住宅や物置のまわりに古紙やダンボールなどを置いている
- ゴミ収集日以外にゴミステーションにゴミを出している

※上記にあてはまる項目があれば、室内に移動・収集日をまもりましょう。



【放火対策】

放火されない・放火させない・拡大させない



問合せ先 消防月形支署 ☎ IP 53・2154 (一般) ☎ 24・0119 (火事情報) ☎ 119 (救急・火事)

合併処理浄化槽

補助・融資制度

月形町では次のとおり合併処理浄化槽の補助・融資制度を設けています。

■対象

下水道整備区域外の専用住宅・10人槽以下

■補助制度

●設置について

▼合併処理浄化槽本体と排管（15mまで）の設置に係る費用を補助します

▼排水管が15mを超えた部分の費用に対して、2分の1を補助

▼単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合も補助の対象

▼本補助と併せてリフォーム工事補助制度（あんしん住宅補助）を申請する場合は、リフォーム工事補助制度の補助率が30%から50%になります

●修繕について

▼法定に基づく検査や清掃および保守点検を行っている適正に管理された合併処理浄化槽について、1万円以上

の修繕費用に対して、3分の2を補助（30万円を限度、千円未満切り捨て）

▼設置後3年を経過しているものを補助の対象とします

■融資制度

合併処理浄化槽の設置と同時にトイレを改修する場合の費用に対して、便器1基につき50万円を限度に、無利子で融資を受けることができます

※補助申請などの手続きについては、工事を開始する前に、左記問合せ先までご連絡ください

問合せ先 住民課生活環境係

☎53・2323



生活飲用水（地下水）設備の補助制度

月形町では、上水道供給区域以外にお住まいで町税などを滞納していない方を対象とした生活飲用水設備の設置費用などの一部を補助しています。

■飲用水設備の設置補助

●対象工事

生活飲用水の供給設備設置に係るボーリング工事、取水管工事、ポンプ設置工事、給水管工事、電気導線工事、貯水タンク設置工事

※工事実施前に申請してください

●補助額

工事費用の3分の1以内（上限50万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

工事見積書の写し（工事費用の内訳が明記されているもの）、工事契約書の写し、施工図面（平面図）、工事場所の位置図、土地の使用承諾書の写し（借地などで工事する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■飲用水設備の修繕補助

●対象修繕

費用が5万円以上となる生活飲用水の汲み上げポンプおよび付帯設備の修繕

※修繕完了後に申請してください（修繕前後の写真が必要となります）

※修繕完了後6カ月以内に申請されたものが補助の対象となります

●補助額

修繕費用の2分の1以内（上限15万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

施工業者が発行した故障原因・修繕内容を明示した書類の写し、代金領収書の写し、修繕場所の位置図、施工状況記録写真（修繕前後の写真）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■滅菌装置の設置補助

●対象装置

地下水へ安定的に塩素を注入できる装置（給水ポンプに連動し、塩素を注入するもので塩素濃度0.1mg/毎ℓ以上となるよう調整できるもの）

※滅菌装置設置前に申請してください

●補助額

滅菌装置の設置に要する費用（上限8万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

見積書の写し、設置場所の位置図、建物所有者の同意書（借家に設置する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

●各補助の申請方法

住民課生活環境係の窓口にて、補助申請用紙に必要事項を記入の上、提出してください

問合せ先

住民課生活環境係 ☎53・2323



ご存知ですか？

ごみに関する 補助制度



【申請・問合せ先】
住民課生活環境係
☎ IP 53・2323

資源物の回収には…

町内の営利を目的としない団体が、家庭から排出される資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡した場合に補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会、子ども会など
要件	資源物（古新聞、金属類、びん類など）を資源物回収業者に引き渡した場合
補助額	1 kg当たり3円（10円未満切り捨て）
限度額	（1団体当たり年度内につき）30,000円

●申請手続き

- ①事業実施後に補助金の申請をしてください
- ②申請様式は役場にありますので、事前にお問い合わせください

※実施状況の写真は、忘れずに撮影してください

●申請に必要なもの

印鑑、事業明細書、資源物回収証明書（業者発行）、実施状況の写真、実施団体の会則、年間事業計画、補助金の振込先口座がわかる通帳など

ごみステーションの購入には…

家庭から排出されるごみを一時的に集積しておくために必要な鉄かご（ごみステーション）の購入に対して補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会など ※更新の場合、対象とならない場合があります
要件	・犬、猫、鳥などによるごみの飛散を防止できる構造で、すぐに劣化しない素材のもの ・ごみの搬入または搬出が簡単にできる構造のもの ・登録販売店に制作を依頼し、購入したもの
補助額	2/3以内（100円未満切り捨て）
限度額	（1基につき）87,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店に制作を依頼し購入する必要があります
・登録販売店（4月1日現在）：青柳鉄工所、石川鉄工所

生ごみの処理には…

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する際に補助金を交付します。

機器名	電動生ごみ処理機	生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）
対象者	・町内に住所を有し、かつ居住している方 【共通】・過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方	・使用状況の調査に協力できる方 ・町税などを滞納していない方
要件	乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により生ごみを処理する処理機であること ※1世帯につき1台まで	悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質の容器であること ※1世帯につき2台まで
補助額	【共通】 2/3以内（100円未満切り捨て）	
限度額	74,000円	（1台につき）14,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店で購入する必要があります

●登録販売店（4月1日現在）

電動生ごみ処理機～(有)香西電気商会

生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）～(株)山ス伊藤商店

●申請に必要なもの

印鑑、登録販売店からの見積書、商品のカタログ
※年度内（3月末）に完了・納品し、実績報告できるものが対象となります